

# 札幌学院大学諸規程集

札幌学院大学 学則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

札幌学院大学学位規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

札幌学院大学授業科目の履修登録に関する規程・・・・・・・・P11

札幌学院大学休学、復学、退学、転学及び再入学に関する規程・P12

札幌学院大学除籍に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・P14

札幌学院大学法学部履修細則・・・・・・・・・・・・・・・・P14

# 札幌学院大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 札幌学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養し、深く専門的学術を教授、研究することによって広く人類社会の福祉に献身し、特に北海道の産業の発展及び北海道の社会文化並びに道民の福祉の向上に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

2 本学は、学部、学科、研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

### (自己評価・認証評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより本学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、前項の措置に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 自己評価及び認証評価に関する規程は別に定める。

### (学部・学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

経済経営学部 経済学科 経営学科

経営学部 経営学科 会計ファイナンス学科

経済学部 経済学科

人文学部 人間科学科 英語英米文学科 こども発達学科

心理学部 臨床心理学科

法学部 法律学科

### (大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。大学院の学則は別に定める。

## 第2章 修業年限、入学定員及び収容定員

### (修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、学生は、休学期間を除き、本学に8年を超えて在学することはできない。

2 他の大学等から本学に編入学又は転入学した学生の修業年限及び在学年限は、入学前の大学等における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間とする。

3 学生が本学に入学する前に本学の科目等履修生として教育課程の一部を履修したと認められるときは、2年を限度に修業年限に通算することができる。

### (入学定員及び収容定員)

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経済経営学部	経済学科	150名	600名
	経営学科	150名	600名
経営学部	経営学科	0名	0名
	会計ファイナンス学科	0名	0名
経済学部	経済学科	0名	0名
人文学部	人間科学科	105名	420名
	英語英米文学科	50名	200名
	こども発達学科	50名	200名
心理学部	臨床心理学科	120名	480名
法学部	法律学科	150名	600名
	計	775名	3,100名

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を前期と後期に分け、前期は、4月1日から9月30日、後期は、10月1日から翌年3月31日までとする。

2 授業運営上必要がある場合には、学長は、大学協議会の議を経て前期の期間内に後期の授業を開始することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 本学開学記念日 5月4日

(3) 本学園創立記念日 6月15日

(4) 春期休業日 3月19日から4月2日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合には、学長は、大学協議会の議を経て休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

### 第4章 教育課程の編成方針等

(教育課程の編成方針)

第8条 本学は、「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、各学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

3 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮して決定する。

(授業科目及び単位数)

第8条の2 各学部における授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

(単位及び授業の方法)

第9条 前条の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次項に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

### 第5章 課程修了の認定及び履修方法

(課程修了要件)

第10条 本学の課程修了の要件は次のとおりとする。

学部・学科		要件	教養科目	専門科目	計
経済経営学部	経済学科		28単位以上	76単位以上	124単位以上
	経営学科		24単位以上	80単位以上	124単位以上
経営学部	経営学科		24単位以上	80単位以上	124単位以上
	会計ファイナンス学科		24単位以上	80単位以上	124単位以上
経済学部	経済学科		28単位以上	76単位以上	124単位以上

人文学部	人間科学科	24単位以上	80単位以上	124単位以上
	英語英米文学科	24単位以上	62単位以上	124単位以上
	こども発達学科	24単位以上	80単位以上	124単位以上
心理学部	臨床心理学科	24単位以上	80単位以上	124単位以上
法学部	法律学科	16単位以上	84単位以上	124単位以上

2 前項の課程修了の要件単位数のうち、第13条の4の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第11条 授業科目の履修方法は、各学部教授会において定めるものとする。

(他学部及び他学科授業科目の履修)

第12条 学生は、他学部及び他学科授業科目のうち、大学の指定する授業科目について履修することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条 本学において教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において修得した単位（大学設置基準第31条第1項及び第2項の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

2 前項の規定は、第13条の2第2項の場合に準用する。

3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第13条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認定することができる。

4 前3項により修得した単位として認定することのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第13条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、第13条第4項により認定した単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）又は短期大学に留学する場合は前項の規定を準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認定することができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第13条第1項から第3項並びに第13条の2により認定した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(メディアを利用した授業)

第13条の4 本学において教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行うことができる。

## 第6章 教育職員免許状、学芸員及び社会教育主事

(教育職員免許状)

第14条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づき、本学において教育職員免許状を取得しようとする者は、所定の必要な授業科目を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科において取得できる教育職員免許状の教科及び種類は、次のとおりとする。

学部	学科	免許教科	免許状の種類
経済経営学部	経済学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
	経営学科	商業	高等学校教諭一種免許状

経営学部	経営学科	商業	高等学校教諭一種免許状
	会計ファイナンス学科	商業	高等学校教諭一種免許状
経済学部	経済学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
人文学部	人間科学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
		—	特別支援学校教諭一種免許状
	英語英米文学科	英語	中学校教諭一種免許状
			高等学校教諭一種免許状
こども発達学科	—	小学校教諭一種免許状	
法学部	法律学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状

3 第1項に定める授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

(学芸員)

第15条 博物館法(昭和26年法律第285号)及び同法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の規定に基づき、本学において学芸員の資格を取得しようとする者は、所定の必要な授業科目を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

(社会教育主事)

第16条 社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定に基づき、本学において社会教育主事の資格を取得しようとする者は、所定の必要な授業科目を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

3 第1項に定める授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

## 第7章 試験及び成績等

(単位の授与)

第17条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価)

第18条 各科目の成績は、100点を満点とし、90点以上を秀(S)、80点以上を優(A)、70点以上を良(B)、60点以上を可(C)とし、秀、優、良、可は合格として所定の単位を与える。60点に満たない者は不可とし、不合格(D)とする。

(追再試験)

第19条 病気その他やむを得ない理由により所定の試験に欠席した者に対しては、受験できなかった科目について追試験によって単位修得の認定を行うことがある。

2 不合格になった科目のうち、教授会の議を経て再試験を行うことができる。

(履修細則)

第20条 授業科目、単位、履修方法、試験及び成績並びにコース制及びゼミナール等については、この章に定めるもののほか、履修細則の定めるところによる。

## 第8章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第21条 所定の単位を修得した者は学期末をもって卒業とする。

2 本学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績で修得した場合には、第3条の定めにかかわらず、その卒業を認めることができる。

3 前項にかかわる手続き及び認定要件等詳細については、別に定める。

4 第1項又は第2項により卒業した者には、次の所属学部学科に従い学士の学位を授与する。

- 経済経営学部経済学科 学士（経済学）
- 経済経営学部経営学科 学士（経営学）
- 経営学部経営学科 学士（経営学）
- 経営学部会計ファイナンス学科 学士（経営学）
- 経済学部経済学科 学士（経済学）
- 人文学部人間科学科 学士（人文学）
- 人文学部英語英米文学科 学士（人文学）
- 人文学部こども発達学科 学士（人文学）
- 心理学部臨床心理学科 学士（臨床心理学）
- 法学部法律学科 学士（法学）

## 第9章 入学、退学、休学、復学、除籍及び転学等

### （入学期）

第22条 本学の入学期は、毎学年の始めとする。

### （入学資格）

第23条 本学に入学することのできる者の資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

### （入学出願）

第24条 入学を志願する者は、所定の書類及び所定の検定料を添えて、指定の期間内に手続をしなければならない。

### （入学者選抜）

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験のうえ入学を許可する。選抜の方法については、札幌学院大学入学者選抜規程に定めるところによる。

2 入学者の選抜は、「入学者の受入れに関する方針」に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

### （入学手続）

第26条 入学を許可された者は、別に定める入学手続要項により、所定の期日までに必要な書類を提出するとともに学費を納入しなければならない。

### （保証人）

第27条 前条の入学手続要項に定める誓約書の保証人は1名とし、誓約書には署名押印を要する。

2 保証人は、父母又はこれに代わる者とする。

3 保証人は、当該学生の在学中、保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

- 4 保証人に転居、転籍があった場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。
- 5 保証人が死亡又はその他の事由でその責務を果たし得ない場合、新たな保証人を届け出なければならない。

(休学)

第28条 病気その他やむを得ない理由により引き続き3か月以上修学できない者は、保証人連署で休学願を提出し、許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、第3条に規定する在学年数に算入しない。

(休学期間)

第29条 休学の期間は、原則として当該年度限りとする。

- 2 前項の休学期間を原則とするが、特別の理由がある場合は、引き続き休学期間の延長を認めることがある。ただし、在学中2年を超えることができない。

(復学)

第30条 休学期間中に休学の理由が消滅したときは、その後の休学を取消し、復学を願い出ることができる。

(退学、転学)

第31条 病気又はやむを得ない理由により退学若しくは本学から他の大学へ転学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

- 2 前項により退学した者が、退学後再入学を願い出たときは、許可することがある。

(除籍)

第32条 学生が、次の各号の一に該当するときは除籍する。

- (1) 8年の年数を在学しても規定の単位を修得せず卒業できない者
  - (2) 4年の年数を在学しても、規定の単位を修得せず第3年次に進級できない者
  - (3) 休学期間を過ぎても所定の手続をとらない者
  - (4) 所定の授業料その他の納入金を期限を過ぎても、無届けのまま納入しない者
  - (5) 正当な理由なく授業科目の履修登録を所定の期限までに行わない者
- 2 前項第3号、第4号及び第5号により除籍となった者が、除籍後再入学を願い出たときは、許可することがある。

(編入学、転入学)

第33条 他の大学等から本学に編入学又は転入学しようとする者は、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

第34条 本学の学生が、所属する学部・学科以外の学部・学科へ転学部又は転学科しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(入学等の必要事項)

第35条 入学、休学、復学、退学、再入学、除籍、編入学及び転入学並びに転学部、転学科に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 学費

(入学検定料)

第36条 入学志願者は、入学願書提出の際、所定の入学検定料を納入しなければならない。

(入学金、授業料及び教育充実費)

第37条 入学を許可された者は、所定の入学金、授業料及び教育充実費を納入しなければならない。ただし、授業料及び教育充実費は、別に定めるところにより許可を得て分納することができる。

第38条 削除

(実験実習料)

第39条 実験及び実習については、実費を納入しなければならない。

(学費の納入期日及び金額)

第40条 入学金、授業料及び教育充実費等学費の納入金は、別表第2に定める期日内に、同表に定める金額を納入しなければならない。

(納入金の返還)

第41条 一たん納入した納入金は、相当の理由がない限り一切返還しない。

(休学中の学費)

第42条 休学中の者の学費は、免除する。

## 第11章 教職員組織

(教職員)

第43条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 講師
- (7) 助教
- (8) 助手
- (9) 事務職員その他必要な職員

(教員の任務)

第44条 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、また研究に従事する。

(講義)

第45条 講義は、原則として本学教員が担当する。ただし、当該講義を担当すべき本学教員を欠く場合、その他特別の事情がある場合には、非常勤講師が担当することがある。

(事務職員)

第46条 事務職員その他必要な職員は、別に定める規程により事務を行う。

## 第12章 教授会、大学協議会及び全学教授会

(教授会)

第47条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

(審議事項)

第48条 教授会は、当該学部に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関する事項
- (2) 教育及び研究の予算に関する事項
- (3) 学生の入退学、試験、卒業等に関する事項
- (4) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) その他必要と認められる事項

(大学協議会)

第49条 本学に、大学全般に関する事項を審議するため、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、学長、学部長及び各学部等から選出される協議員をもって構成する。

(大学協議会の審議事項)

第50条 大学協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教育及び研究の基本に関する事項
- (3) 学部、学科の設置及び廃止に関する事項
- (4) 学長、学部長、部長及び図書館長等の選出の基準に関する事項



- (5) 教育及び研究の予算に関する事項
  - (6) 教員人事の基本に関する事項
  - (7) 学生の定員及び募集に関する事項
  - (8) 学生の厚生補導及びその身分の基本に関する事項
  - (9) 教員理事候補及び教員評議員候補に関する事項
  - (10) その他必要と認められる事項
- (全学教授会)

第51条 学長は、必要に応じて全学教授会を開き、構成員の意見を求めることができる。  
第52条から第55条まで 削除

### 第13章 学長及び学部長

(学長、学部長の責務)

第56条 学長は全学を、学部長は学部を代表してその職務を行う。

第57条 削除

(学長職務代行者)

第58条 学長に事故あるとき、又は学長の欠けたときは、副学長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(学長の任期)

第59条 学長の任期は、3年とする。

第60条 削除

### 第14章 図書館

(図書館)

第61条 本学に、図書館を設け、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧に供する。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

### 第15章 研究所

(研究所)

第62条 本学に、研究所その他研究施設を設けることができる。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

### 第16章 電子計算機センター

(電子計算機センター)

第63条 本学に、電子計算機センターを設け、研究、教育及び学習活動等に必要な情報処理上のサービスを提供する。

2 電子計算機センターに関する規程は、別に定める。

### 第17章 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生及び海外帰国生 (委託生)

第64条 国、地方公共団体、法人又は外国政府等から委託された者を、委託生とすることができる。

2 委託生については別に定める。

(科目等履修生)

第65条 本学の学生以外のもので、一又は複数の授業科目を履修する者を科目等履修生として、授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第17条及び第18条の規定を準用する。

3 科目等履修生については別に定める。

(特別科目等履修生)

第65条の2 相互交流の協定のある大学及び短期大学に在学しながら、本学の授業科目を履修する者を特別科目等履修生として、授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別科目等履修生に対する単位の認定については、第17条及び第18条の規定を準用する。

3 特別科目等履修生については別に定める。

(聴講生)

第65条の3 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講する者を選考のうえ聴講生として許可することができる。

2 聴講生については別に定める。

(研究生)

第66条 本学において指導教員の指導を受けて、特定事項の研究に従事する者を研究生とすることができる。

2 研究生については別に定める。

(外国人留学生)

第67条 外国人で、本学に入学を希望する者については、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(海外帰国生)

第67条の2 本学に入学を志願する海外帰国生については、選抜試験のうえ入学を許可する。

2 海外帰国生については別に定める。

第68条 削除

## 第18章 奨学金制度

(奨学金制度)

第69条 本学に、奨学金制度を設ける。

2 奨学金に関しては、札幌学院大学奨学金規程の定めるところによる。

## 第19章 厚生、保健衛生

(医務室)

第70条 本学に学生及び教職員の厚生、保健のために、医務室その他の施設を設ける。

2 厚生、保健衛生に関する規程は、別に定める。

(定期健康診断)

第71条 学生及び教職員の保健のため、健康診断を定期的に行う。

(体育館等)

第72条 学生体位向上の目的をもって体育館その他必要な運動施設を設ける。

## 第20章 学生の処分

(学生の処分)

第73条 本学学生に大学構成員としてふさわしくない行為があったときは、学長は、教授会の議を経て当該学生を処分することができる。

(処分の種類)

第74条 前条の処分の種類は、嚴重注意、停学及び退学とする。

2 前項の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 本学の研究、教育及び学習活動に重大な支障をもたらす行為があったとき

(2) 著しく社会的道義にもとる行為があったとき

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められたとき

(処分の審議)

第75条 教授会が、処分の審議をする際には行為事実の綿密な調査を行うほか、本人の弁明や本人に対する弁護の機会を保障し、更に必要な場合は全学的な討議の場を持つなど、十分に慎重を期さなければならない。

2 前条の処分の種類の適用基準及び処分審査の細則等は、別に定める。

#### 附 則【省略】

別表第1 授業科目一覧【省略】

別表第2 学費納入金一覧（第40条関係）【省略】

## 札幌学院大学学位規程

### （目的）

第1条 この規程は、札幌学院大学（以下「本大学」という。）が授与する学位について、本大学学則及び本大学大学院学則の定めに基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### （学位の種類）

第2条 本大学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の種類は次のとおりとする。

経済経営学部	経済学科	学士（経済学）
経済経営学部	経営学科	学士（経営学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
経営学部	会計ファイナンス学科	学士（経営学）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
人文学部	人間科学科	学士（人文学）
人文学部	英語英米文学科	学士（人文学）
人文学部	こども発達学科	学士（人文学）
心理学部	臨床心理学科	学士（臨床心理学）
法学部	法律学科	学士（法学）

3 修士の種類は次のとおりとする。

法学研究科	法学専攻	修士（法学）
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント専攻	修士（地域社会マネジメント学）

### （学位授与の要件）

第3条 次の者に学位を授与する。

（1）学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

（2）修士の学位は、本大学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

### （修士論文の提出）

第4条 修士論文を提出しようとする者は、研究科委員会が定める期日までに研究科長に提出するものとする。

2 修士論文は1篇に限るものとする。ただし、参考として他の研究成果を添付することができる。

### （特定の課題についての研究の成果の提出）

第4条の2 大学院学則第11条第2項により、当該研究科が特に必要と認めた場合、前条にいう修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果の提出を認めることができる。

2 前項の特定の課題の研究の取り扱いは、修士論文と同様とする。

### （修士論文の受理）

第5条 前条による修士論文の提出があったときは、研究科長は、その論文を受理し、学位を授与できるか否かについて研究科委員会の審査に付すものとする。

2 受理した修士論文は返還しない。

(修士論文審査及び試験)

第6条 前条に基づき研究科委員会は、修士論文の審査及び試験を行なうため審査委員を選任する。

2 前項の審査委員は指導教授が主査となり、他に副査の教員を置く。

3 試験は修士論文を中心として、これに関連ある事項について口述試問によって行う。

(専門審査委員)

第6条の2 当該研究科が特に必要と認めた場合、前条の審査委員に加えて、当該研究科に所属しない本学教員及び他の大学院もしくは研究所等に所属する当該研究の専門家1名に、専門審査委員を委嘱することができる。

(修士論文審査、試験の結果の報告)

第7条 審査委員は、修士論文の審査及び試験の結果に関する報告書を研究科委員会に提出するものとする。

(修士論文審査の判定)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否について審議を行う。

2 前項の審議は、当該研究科委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、その出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(学位の名称)

第9条 本大学において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学位の取消し)

第10条 本大学において学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学士は学部教授会、修士は研究科委員会の議に基づき、学長は授与した学位を取り消すことができる。

(1) 不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 本学の名誉を著しく汚す行為があったとき。

2 前項の規程により学位を取り消された者は、学位記を返還しなければならない。

(学位記の様式)

第11条 学位記の様式は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号の規定により授与する学士学位記の様式 様式第1号(略)

(2) 第3条第2号の規定により授与する修士学位記の様式 様式第2号(略)

附 則(略)

## 札幌学院大学授業科目の履修登録に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌学院大学学則に定める授業科目の履修登録に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(対象となる学生)

第2条 この規程の対象となる学生は、学部学科に在学する正規学生(以下「学生」という。)とする。

(授業科目の履修)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、指定された方法により履修登録を行わなければならない。

(履修登録の制限)

第4条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 学生が課程登録をしていない場合の諸資格課程開設授業科目

(4) 時間割が重複している授業科目

- (5) 受講が許可されていない他学部他学科の授業科目
- (6) 履修人数制限科目で抽選が行われた結果、その上限に達した授業科目  
(履修登録単位数の上限)

第5条 履修登録することができる単位数は年間48単位を上限とし、各学部学科で決定する。  
(履修登録単位数の上限に含めない科目)

第6条 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目は、履修登録単位数の上限には含めない。

- (1) 夏期集中講義、秋期集中講義等、全ての授業が前・後期の授業期間以外で行われる授業科目
- (2) 教職課程等が開設する卒業要件に含まれない授業科目
- (3) 札幌圏等、本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目

2 学生は、前項に規定する履修登録単位数の上限に含まない授業科目を含め、1年間に履修登録できる単位数は60単位を超えないよう努めることとする。  
(履修登録の取消し)

第7条 学生は、履修登録を行った授業科目について、当初の履修目的が達成されない等の理由がある場合には、一定の条件のもと当該授業科目の履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しをしようとする学生は、別に定める履修取消期間中に、履修取消届により教務部長に届け出るものとする。  
(所管)

第8条 この規程に関する事務の所管は、教育支援課とする。  
(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が行う。  
附 則 (略)

## 札幌学院大学休学、復学、退学、転学及び再入学に関する規程

(趣旨)

第1条 札幌学院大学学則(以下「学則」という。)第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第2項及び第35条の規定による休学、復学、退学、転学及び再入学については、この規程の定めるところによる。  
(休学)

第2条 病気その他やむを得ない理由により、3か月以上就学することができない者に対して、休学を許可することがある。

2 休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書及び学生証を添えて、保証人連署で休学願(本学所定用紙)を提出しなければならない。  
(休学期間)

第3条 休学期間は、原則として願い出の日から学期末又は学年末までとする。ただし、特別の理由があるときは、引き続き休学期間の延長を許可することがある。

- 2 休学期間は、在学中2年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(休学の許可)

第4条 休学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

- 2 許可日は、原則として願い出の日とする。ただし、受付日前にさかのぼることはできない。
- 3 学則第40条の規定に反したときは、休学の許可がされない。

(休学者の復学)

第5条 休学者は、休学期間の終了をもって復学とする。

- 2 休学者が復学しようとするときは、別に定める復学料を添えて、復学願(本学所定用紙)を提出しなければならない。
- 3 復学願の提出は、翌年度前期に復学を希望する者は原則として2月28日まで、後期に復学を希望する

者は8月31日までに行わなければならない。

(復学の許可)

第6条 復学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

2 許可日は、原則として前期にあつては4月1日付、後期にあつては10月1日付をもって行う。

(退学、転学)

第7条 病気又はやむを得ない理由により退学若しくは本学から他の大学へ転学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書及び学生証を添えて、保証人連署で退学願(本学所定用紙)を提出しなければならない。

(退学の許可)

第8条 退学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

2 許可日は、原則として願い出の日をもって行う。ただし、受付日前にさかのぼることはできない。

3 学則第40条の規定に反したときは、退学の許可がされない。

(退学者・除籍者の再入学)

第9条 学則第31条第1項の規定により退学した者及び第32条第1項第3号、第4号及び第5号の規定により除籍となった者に対して、再入学を許可することがある。

2 再入学しようとする者は、別に定める再入学料を添えて、再入学願(本学所定用紙)を提出しなければならない。

3 再入学願の提出は、前期に再入学を希望する場合は原則として2月28日まで、後期に再入学を希望する場合は8月31日までに行わなければならない。

4 再入学を許可する学部・学科は、当該学生が退学又は除籍となった際に所属していた学部・学科とする。また、同一名の学部・学科が存在していない場合は後継学部・学科が存在している場合に限り、後継学部・学科に再入学できるものとする。後継学部・学科については別表の通り定める。

5 再入学者の在学年限は、学則第3条に規定する年限からこれまでに在学した年数を差し引いたものとする。

6 再入学者の入学年次は、退学又は除籍時において年次を修了している場合はそれを引き継ぐ年次とし、上記以外の場合は、退学又は除籍時と同一の年次とする。

(再入学の許可)

第10条 再入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

2 許可日は、原則として前期にあつては4月1日付、後期にあつては10月1日付をもって行う。

3 学則第40条の規定に反したときは、再入学の許可を取消すものとする。

附 則(略)

別表(第9条第4項関係)

旧名称	後継学部・学科
商学部第一部商学科	経済経営学部
商学部第二部商学科	経営学科
商学部商学科	
経営学部経営学科	
経営学部会計ファイナンス学科	
商学部経済学科	経済経営学部
経済学部経済学科	経済学科
人文学部臨床心理学科	心理学部 臨床心理学科
社会情報学部社会情報学科	(なし)

## 札幌学院大学除籍に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌学院大学学則第32条及び第35条の規定に基づき、除籍について必要な事項を定めるものとする。

(除籍)

第2条 学生が次の各号の一に該当するときは除籍する。

- (1) 8年の年数を在学しても規定の単位を修得せず卒業できない者
- (2) 4年の年数を在学しても、規定の単位を修得せず第3年次に進級できない者
- (3) 休学期間を過ぎても所定の手続をとらない者
- (4) 所定の授業料その他の納入金を期限を過ぎても、無届けのまま納入しない者
- (5) 正当な理由なく授業科目の履修登録を所定の期限までに行わない者
- (6) 死亡した者

(除籍日)

第3条 前条第1号及び第2号に該当する者は、在学できる最終学年の3月31日付で除籍する。

2 前条第3号に該当する者は、休学許可期間終了日付で除籍する。

3 前条第4号及び第5号に該当する者は、所定の期限の翌日付で除籍する。

4 前条第6号に該当する者は、事由発生日をもって除籍する。

(除籍の通知)

第4条 除籍の通知は学内に公示するほか、死亡した者を除き本人及び保証人に行う。

附 則 (略)

## 札幌学院大学法学部履修細則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、札幌学院大学学則(以下「学則」という。)第20条の規定に基づき、法学部学生の履修に必要な事項を定めることを目的とする。

2 この細則に定めのない事項については、法学部教授会の審議決定によるものとする。

### 第2章 学科課程及び授業科目

(課程修了の要件)

第2条 学則第10条、第11条及び第12条に規定する課程修了の要件は、次表によるものとする。

授業科目の区分		最低必要単位数
教養科目	基礎科目群	基礎科目群の英語 I A・I B・II A・II B の4科目4単位を含め16単位以上
	人文・社会・健康・自然科目群	
	総合科目群	
	地域連携科目群	
	グローバル科目群	
専門科目	84単位以上	
合計	124単位以上	

2 他学部・他学科授業科目の単位を修得した場合、前項に定める授業科目の区分に従い、16単位を上限として専門科目として認定し、課程修了要件(最低必要単位数)に含めることができる。

3 札幌圏大学・短期大学間の単位互換制度を利用して本学以外で履修した科目の単位を修得した場合、第1項に定める授業科目の区分に従い、10単位を上限として専門科目として認定し、課程修了要件(最低必要単位数)に含めることができる。

(コース制)

第3条 公共及び企業の2コースを置く。

(専門科目)

第4条 第2条第1項に規定する専門科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に区分する。

2 必修科目とは、必ず単位を修得することが課程修了の要件となっている科目をいい、次の各号のとおりとする。

(1) 公共及び企業コース共通

法学ベーシックスキル

(2) 公共コース

行政法A(作用法)、行政法B(組織法)

(3) 企業コース

会社法A(ガヴァナンス)、会社法B(ファイナンス)

3 選択必修科目とは、次の各号に掲げる科目群の中から、それぞれ当該各号に定める単位数を修得しなければならない科目をいう。

(1) 公共コース

学部コア科目	法学入門、憲法入門、民法入門、刑法入門のうち3科目6単位、法学ベーシックスキル2単位を含め24単位以上	合計 84単位以上
キャリアデザイン科目	30単位以上	
コース基礎科目	行政法A(作用法)、行政法B(組織法)の4単位を含め、10単位以上	
コース展開科目	卒業論文4単位、卒業試験2単位のいずれかを含め20単位以上。ただし、次の各号のいずれかの試験に合格した場合、これを本学における授業科目の履修とみなし、卒業試験の2単位を与えることができる。なお、法学検定スタンダード<中級>コース試験の合格に基づき、卒業試験の単位を認定された場合、コア科目の法学スタンダードスキルの単位を認定することはできない。 (1) 司法試験予備試験 (2) 司法書士試験 (3) 弁理士試験 (4) 行政書士試験 (5) 宅地建物取引士試験 (6) 社会保険労務士試験 (7) 税理士試験(追記:税法1科目合格) (8) 知的財産管理技能検定試験1級 (9) 知的財産管理技能検定試験2級 (10) 法学検定アドバンスト<上級>コース試験 (11) 法学検定スタンダード<中級>コース試験 (12) 法科大学院入学試験合格(既修者コースに限定) (13) 他大学大学院の法学研究科入学試験合格(修士課程)	

(2) 企業コース

学部コア科目	法学入門、憲法入門、民法入門、刑法入門のうち3科目6単位、法学ベーシックスキル2単位を含め24単位以上	合計 84単位以上
キャリアデザイン科目	30単位以上	
コース基礎科目	会社法A(ガヴァナンス)、会社法B(ファイナンス)の4単位を含め、10単位以上	
コース展開科目	卒業論文4単位、卒業試験2単位のいずれかを含め20単位以	



上。ただし、次の各号のいずれかの試験に合格した場合、これを本学における授業科目の履修とみなし、卒業試験の2単位を与えることができる。なお、法学検定スタンダード<中級>コース試験の合格に基づき、卒業試験の単位を認定された場合、コア科目の法学スタンダードスキルの単位を認定することはできない。

- (1) 司法試験予備試験
- (2) 司法書士試験
- (3) 弁理士試験
- (4) 行政書士試験
- (5) 宅地建物取引士試験
- (6) 社会保険労務士試験
- (7) 税理士試験（追記：税法1科目合格）
- (8) 知的財産管理技能検定試験1級
- (9) 知的財産管理技能検定試験2級
- (10) 法学検定アドバンスト<上級>コース試験
- (11) 法学検定スタンダード<中級>コース試験
- (12) 法科大学院入学試験合格（既修者コースに限定）
- (13) 他大学大学院の法学研究科入学試験合格（修士課程）

4 選択科目とは、各人の目標と希望に従って任意に選択し、履修することのできる科目をいう。なお、自コースの配当となっていない科目（他コースのみに配当されている科目）の単位を修得した場合は、8単位を上限に選択科目として認定し、課程修了要件（最低必要単位数）に含めることができる。  
（他学部授業科目の履修）

第5条 学則第12条に基づいて履修することができる他学部授業科目については別に定める。

### 第3章 履修科目の登録及び履修方法

#### （履修の登録）

第6条 学生は、毎年、学年当初の指定された登録期間に履修科目の登録をしなければならない。

- 2 前項の登録を行った学生は、必要がある場合には後期開始当初の指定された登録期間に後期履修科目の変更を行うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、前項の期間に後期のみの履修登録をしなければならない。

(1) 前期に休学し、後期から復学する場合

(2) 学則第13条の2で規定する他の大学又は短期大学における授業科目の履修あるいは同第13条の2第2項で規定する外国の大学又は短期大学への留学のため、学年の初めに履修科目の登録ができなかった場合

#### （履修登録制限）

第7条 履修登録は、第2条で指定する授業科目について、次表の単位数を超えることはできない。

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計
48単位	48単位	48単位	48単位	192単位

2 すでに単位を修得した科目は、再登録することができない。

3 専門ゼミナールⅠ及び専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ及び専門ゼミナールⅣ、専門ゼミナールⅤ及び専門ゼミナールⅥについては、事前に担当教員の承認を受けるものとする。

4 卒業論文は、専門ゼミナールⅢ及び専門ゼミナールⅣを修得し、専門ゼミナールⅤ及び専門ゼミナールⅥを履修登録し、担当教員の承認を受けた場合にのみ履修登録をすることができる。

#### （学年配当）

第8条 履修登録は、各学年に配当された科目に限る。ただし、基礎ゼミナールA及び基礎ゼミナールBを除き、下級学年に配当されている科目の履修登録を妨げない。

(諸資格課程)

第9条 学則第14条から第16条までに規定する教職課程、学芸員課程及び社会教育主事については、別に定める。

第4章 試験及び単位の認定

(出席制度)

第10条 授業担当者は、出席制度を採用することができる。

(単位の認定)

第11条 各授業科目の単位の認定は、原則として試験によって行うものとする。ただし、レポート及び平素の成績等をもって試験に代えることができる。

(試験)

第12条 試験(学期末定期試験及び授業担当者の判断により随時行う試験)は、各科目毎に年2回以上実施することを原則とする。

2 単位の認定を年2回の学期末試験によって行う場合には、前期定期試験を受験しない者は、原則として後期定期試験の受験資格は認められない。

3 受験上の注意事項等については、別に定める。

(追試験)

第13条 前条に規定する試験を疾病その他やむを得ない理由によって受験できなかった者に対して、追試験を行うことがある。

2 追試験の受験資格等については、別に定める。

(再試験)

第14条 第12条に規定する定期試験において合格点に達しなかった者に対し、再試験を行うことがある。

2 前項に規定する再試験は、英語以外の外国語科目及び法学部専門科目とする。

3 再試験の受験資格等については、別に定める。

(不正行為の処置)

第15条 試験において、不正行為が行われた場合は、当該試験期間の全受験科目(平常点のみで評価する科目・レポートのみで評価する科目は除く)の単位を認めない。教授会は当該学生に対して適当な処置を行うことができる。

2 前項の処置については、公示する。

第5章 卒業見込証明書の発行

(卒業見込証明書の発行基準)

第16条 第3学年末において卒業に必要な単位数のうち90単位以上を修得した者で、指定された登録日に授業科目の履修届を提出した者には、卒業見込証明書を発行する。

2 前項の基準に満たない者であっても、第4学年前期成績を考慮して卒業見込証明書を発行することができる。

3 前2項により卒業見込証明書を発行しうる者であっても、当年度内に卒業要件を満たすことができないことが判明した場合には、卒業見込証明書を発行しない。

4 4年以上在学し、卒業延期となった者については前3項を準用する。

第6章 編入学及び転学部・転学科

(編入学及び転学部・転学科)

第17条 学則第33条及び第34条に規定する編入学及び転学部・転学科の取扱い並びにこれに伴う単位の認定及び履修方法等については、札幌学院大学編入学、転入学に関する規程並びに札幌学院大学転学部、転学科に関する規程による。

第7章 早期卒業

(対象学生)

第18条 学則第21条第2項の定め（以下「早期卒業」という。）の対象となる学生は、法学部に3年以上在学し、第2条に定める課程修了の要件を満たすとともに、当該要件に示す単位を優秀な成績をもって修得し、かつ、早期卒業することによるその後の教育効果が著しいと認められた者とする。

（早期卒業制度適用の申請資格）

第19条 早期卒業制度の適用を申請する者は、次の各号の要件をすべて満たしていなければならない。

（1） 将来税理士の資格を取得することを目標としていて、かつ、卒業後は本学の大学院法学研究科又は大学院地域社会マネジメント研究科に進学する意思があること。

（2） 2年次終了時の修得単位数が84単位以上で、かつ、第24条に定める方法によって算出した成績平均値（GPA）が3.0以上の評価を受けていること。ただし、課程修了の要件に含まれない科目は単位数の集計及び成績平均値（GPA）の算出対象とはしない。

（3） 3年次に専門ゼミナールⅡを履修登録し、専門ゼミナールⅡを担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導の下で、卒業論文を執筆する意思があること。

（早期卒業制度適用の願い出）

第20条 前条の基準を満たし、早期卒業制度の適用を希望する者は、3年次の4月末日（休日の場合はその前の授業開講日）までに学部長に別に定める様式により、その旨を願い出るものとする。

（早期卒業制度適用を願い出た者の認定）

第21条 前条による早期卒業制度適用を願い出た者は、教授会において早期卒業予定者として認定を行う。

（学習指導及び卒業論文）

第22条 指導教員は、早期卒業予定者に対して、第26条に基づく判定が下されるまでの間、適切な学習指導を行うものとする。

2 早期卒業予定者に限り、第7条第4項及び第8条の規定にかかわらず、卒業論文を履修登録することができるものとする。

（早期卒業希望の取消し）

第23条 早期卒業予定者が早期卒業の希望を取り下げる場合は、学部長及び指導教員に速やかに届け出なければならない。

（成績平均値）

第24条 成績平均値（GPA）は、次の算出方法によって計算するものとする。

（1） 履修した科目の評価で付与された素点が90以上の場合は4、80から89までの場合は3、70から79までの場合は2、60から69までの場合は1、60未満の場合及び試験欠席の場合は0に換算する。（以下この数値を「GP」という。）

（2） GPに当該科目の単位数を乗じ、その総和を履修登録単位数で除し、小数第3位を四捨五入して得た数値を成績平均値（GPA）とする。

（早期卒業の要件）

第25条 早期卒業の判定を受けるためには、3年次終了時において、次の各号の要件をすべて満たしていなければならない。

（1） 第2条に定める課程修了の要件となる単位をすべて修得していること。

（2） 本学の大学院法学研究科又は大学院地域社会マネジメント研究科の入学試験に合格していること。

（3） 成績平均値（GPA）が3.0以上であること。ただし、課程修了の要件に含まれない科目は、成績平均値（GPA）の算出対象とはしない。

（4） 別途定める提出期限までに卒業論文を提出し、単位を修得していること。

（5） 税理士試験科目のうち、税法に属する科目又は会計学に属する科目の中から1科目以上合格していること。

（早期卒業の判定）

第26条 教授会は、第21条により認定した早期卒業予定者について、前条に掲げる要件を確認し、指導教員より指導経過報告を求め、早期卒業予定者から提出された卒業論文の内容とこれまでの修学状況を勘案し、早期卒業の判定を行う。

附 則（略）